

3章. まちづくりを推進するために

『基本計画 まちづくりを推進するために』では、基本構想を踏まえ、自治の推進と協働のまちづくりの実現に向けて計画的に取り組むべき具体的な内容を位置づけています。

1. 町民参加の仕組みづくりの推進……………100
2. 町民すべての個性が輝く男女共同参画社会の推進……………102
3. 適切な行財政運営の推進……………104
4. 広域連携の強化……………106

1. 町民参加の仕組みづくりの推進

現状と課題

地方分権一括法（平成 12 年 4 月）の施行に伴い分権型社会が進行するとともに、住民ニーズも多様化がみられる中、住民がその持てる力を発揮し、行政とのパートナーシップによりまちづくりを進める『協働によるまちづくり』が全国的な動きとなっています。

この間、本町では開かれた町政をめざし、情報公開制度の導入を図るとともに、広報やホームページ等の活用、各自治会での広聴会の実施を行うなど、まちづくりや各種制度等に関する情報の発信に努めてきました。今後においても、情報提供の充実を図っていくとともに、まちづくりに関する情報の提供を進める中で町政に関する町民の関心を高めていく必要があります。

また、『協働によるまちづくり』を進める上で、NPOやボランティア団体、自治会等、地域で活動する様々な団体・組織の重要性が高まっています。こうした活動団体・組織の育成に努めていくことも求められます。

加えて、『協働によるまちづくり』を実現するためにも、住民と行政がともに知恵を出し合い、行動していくことが大切です。本町では、第 4 次総合計画の策定を契機に、各種計画づくりに際してワークショップの開催を図るなど、政策形成段階から町民が参画できる機会づくりを進めています。平成 25 年度に実施した町民アンケートでは、今後のまちづくり・地域づくり活動等への参加・協力について『参加・協力していきたい』という肯定的な考えを持った町民が約半数（49.5%）と多くみられました。そのため、今後とも、町民参画の機会拡充に努めるとともに、継続的な参画につなげていくことが大切です。



地域福祉計画ワークショップ



補助団体との懇談会(認可外保育施設)

基本方針

- ①協働のまちづくりを進める前提条件として、町の行政情報をわかりやすく住民に伝える体制づくりを推進します。
- ②パートナーシップのまちづくり体制を強化するため、各種町民団体等への支援を行い、活動する町民の育成を図ります。
- ③住民自らが政策形成段階からまちづくりに参加・参画できるよう、多様な参加・参画機会の拡充を図ります。

施策の展開

①情報提供の充実

- 開かれた町政の実現に向けて情報公開制度に基づく情報公開の実施を継続して行います。
- 町ホームページや広報かでの充実を努めます。また、関係機関等との連携のもと、障害のある方などに配慮した情報提供に努めます。
- 嘉手納町個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いと保護を図ります。

②NPO等の育成

- まちづくりに関する住民の主体的な活動を支援するとともに、NPOなどの育成に努めます。
- ボランティア活動等に参加しやすくなる仕組みづくりを進めます。
- 住民主体によるまちづくりを進めるため、自治会等の各種地域団体やボランティア、NPO等の連携を強化します。

③参加体制の確立

- 協働のあり方に関する指針づくりなど、住民自治を促進する仕組みづくりを検討します。
- 行政懇談会などの広聴活動を継続し、地域の声の把握に努めます。
- 各種のまちづくり計画の策定に際しては、アンケートやワークショップなどの手法を取り入れ、町民参加の仕組みづくりを推進し、町民ニーズに沿った計画の策定に努めます。
なお、町民参加に際しては、偏りのない構成員の確保に努めます。
- 町民参加手法の一つとして、パブリックコメントの調査・研究を行います。

2. 町民すべての個性が輝く男女共同参画社会の推進

現状と課題

住民主体の活力あるまちづくりを展開するためには、社会を構成する女性と男性が互いに人権を尊重し、責任もそれぞれ分かち合い、一人ひとりが個性と能力を充分発揮できる男女共同参画社会をつくっていくことが重要です。我が国においても、女性の社会進出を促進する諸制度等の整備が進んできており、各地方自治体においても女性問題に対応する組織、制度の充実が図られるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが強化されつつあります。

本町においては、各種委員会等への女性の登用は国、県の定める30%に達しているものの、行政内部における女性の政策・方針決定過程への登用は充分とは言えません。また、家事や育児、地域活動への男性の関わりが必ずしも充分とは言えない状況にあります。男女がともに自己実現を図り、まちづくりに参画していくためにも、家庭や地域、事業所、行政等が一丸となって意識改革を図るとともに、参画機会の拡充に取り組んでいく必要があります。

平成20年3月には、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、個性と能力を充分発揮できる社会の実現のための施策を体系的にまとめた「嘉手納町男女共同参画計画（ハイビスカスプラン）」を定めています。町民すべての個性が輝く男女共同参画社会の推進にあたっては、家庭、地域、学校、事業所等すべての町民と行政が一体となり、全町的に取り組んでいく必要があります。

基本方針

- ①女性と男性が互いに尊重しあえる意識の形成に努めます。
- ②すべての人の人権尊重とあらゆる暴力の根絶を図ります
- ③行政・地域・職場などにおける意思決定への男女共同参画に向けて計画的に取り組みます。
- ④雇用の拡大・就業環境の整備と自立支援の充実を図ります。
- ⑤平和で住みよいまちづくりに努めます。

施策の展開

①女性と男性が互いに尊重し合える意識の形成

- 男女平等意識の確立に努めます。
- 社会における制度や固定観念の見直しを図ります。

②すべての人の人権尊重とあらゆる暴力の根絶

- 家庭・社会・学校における人権教育を推進します。
- 弱者に対する暴力の根絶を図ります。
- 生涯を通じたあらゆる男女の心身の健康管理と保持増進に努めます。

③行政・地域・職場などにおける意思決定への男女共同参画

- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。
- 地域・社会活動などへの男女共同参画の推進に努めます。

④雇用の拡大・就業環境の整備と自立支援の充実

- 雇用の確保のための環境整備に努めます。
- 男女の均等な雇用機会と労働条件の整備に努めます。
- 多様な生活状況に対応した家庭生活・自立支援の充実を図ります。

⑤平和で住みよいまちづくり

- 平和で安全な環境の整備を図ります。
- 平和の確立にむけた地域・国際理解の推進に努めます。

3. 適切な行財政運営の推進

現状と課題

地方分権時代を迎えた現在、少子高齢化、教育、福祉、環境問題、防災対策など、多くの行財政需要への対応が求められる中、地方自治体においては新たな時代の課題に的確に対応していくことが求められています。また、長期にわたり低迷を続けてきた我が国経済も回復の兆しが見えてきましたが、現下の地方財政への影響については不透明な状況であり、このような中で、地方自治体においては、その体質の強化が求められており、厳しい財政状況に対応しながら、高度で多様なニーズに応えることができるよう、行政の合理化・効率化をより一層推進していくことが求められています。

本町では、多種多様化、高度化する行政ニーズに対応すべく、課や係の統合、新設を行うなど、時代に即した行政組織の確立を図るとともに、職員の資質向上に努めてきました。また、各種公共施設の管理について指定管理者制度の導入により民間活力の活用を進めるなど、事務事業の合理化に努めています。加えて、平成24年度事務改善委員会にて、事務事業の見直しを実施しています。今後とも、更なる行政サービスの向上に向けて、見直し結果の検証と事務処理の迅速化を行うなど、幅広い改革を積極的に推進していく必要があります。

本町の地方交付税の総額は年々減少してきており、町税収入は、近年、増収傾向にありましたが今後は大幅な伸びは期待できない見通しとなっています。

自主財源が乏しい中で今後も財源の安定確保に向けて、課税客体の把握と町税収納率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などを進め、健全で効率的な財政運営を進めていく必要があります。

基本方針

- ①質が高く効率的な行政運営ができるよう、組織や職員体制の改善、情報ネットワークの活用等による事務事業の合理化を進め、執行体制の強化と質の高いサービスの提供に努めます。
- ②自主財源の確保に努めるとともに、経費の節減に取り組むなど、最小の経費で最大の効果を生み出す効率的な財政運営を進めます。

施策の展開

①質が高く合理的な行政運営の推進

- 効率的な事務処理を行うために、事務事業の点検・見直しを継続的に実施し、事務処理の迅速化に努めます。
- 事務事業等の合理化を図るため、ICTの利用による事務事業の簡素化や情報共有の推進、民間活力の活用に努めます。また、行政情報を扱う上での取り決めが十分にできていないことから、セキュリティポリシーの強化に取り組みます。
- 人材育成基本方針に基づき、効果的な職員研修の実施を図り、新しい時代に必要な知識と能力、政策形成能力を有する人材の育成に努めます。
- 事務事業評価や政策評価システムの導入について検討します。

②健全で効率的な財政運営の推進

- 税負担の公平性及び税収の安定確保を図るため、課税客体の的確な把握と適正課税に努めます。また、自主納税の啓発と滞納整理の促進により収納率の向上を図ります。
- 企業誘致等の展開により、自主財源の確保に努めます。
- 公共施設の使用料や行政サービスの手数料の適正化を図ります。
- 公共事業の適切な実施とコスト縮減に努めるとともに、事務事業や各種経費のスリム化等、消費的経費節減の継続実施を図ります。

4. 広域連携の強化

現状と課題

平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、色々な分野で地方分権の流れが加速しており、国レベルでは、都道府県を再編・統合する道州制の導入に向けて活発な議論・検討が始まるなど、本格的な地方分権改革も進みつつあります。そうした中、基礎自治体である市町村においても、行政区域を超えた社会資本の有効活用や都市間の役割分担など広域的な連携がますます求められています。また、交通網の整備や情報通信手段の急速な発達・普及等により、住民の活動範囲や行政ニーズの拡大がみられます。こうした地方分権社会の多様化する住民ニーズに的確に対応するため、国や県との連携はもとより、広域行政による公平で質の高い行政サービスの提供に努めていく必要があります。また、市町村レベルでの解決が困難な課題に対しては、国や県との連携のもと取り組んでいくことが求められます。

本町では、基地から派生する諸問題の解決に向けて、議会、町民及び三連協と連携し、政府並びに関係機関に対する要請行動等に取り組んでいます。今後とも連携を強化し、基地問題等の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

効率的・効果的な行政運営をめざし、本町では複数の自治体が協力して事業を行う広域行政を進めています。現在、中部広域市町村圏事務組合における広域観光・スポーツ・交流事業等の推進をはじめ、比謝川行政事務組合による消防・災害救助・救急事業等の共同処理、沖縄県介護保険広域連合や沖縄県後期高齢者医療広域連合への参画による介護保険事業や75歳以上の医療保険に関する事務の推進等を図っています。今後とも、各関係市町村等と連携し、一部事務組合等の機能充実に努めるとともに、地方分権時代に対応した広域行政のあり方等についての検討が求められます。

基本方針

- ①広域的な課題等に適切に対処していくことができるよう、国や県との連携強化を図ります。
- ②広域行政を推進するため、一部事務組合事業の推進や周辺市町村との連携強化を図ります。

施策の展開

①国・県等との連携充実

- 基地から派生する諸問題の解決に向けて、三連協と連携しつつ、政府並びに関係機関に対する要請行動等を粘り強く行っていきます。
- 適切な財政措置、国・県事業の促進等について要請を行います。
- 国や県との連携のもと、各分野での事業を円滑に推進します。

②広域行政の推進

- 効率的で効果的な事業を展開するため、広域行政圏や広域連合、一部事務組合等の活用・充実を図るとともに、構成市町村等との連携強化を図ります。